

カードレス Visa デビット利用規定 Visa デビット翌月払いに関する特約 新旧対照表

次表のとおり改正する（下線部が変更箇所）。

旧	新
第 15 条 期限の利益の喪失等 1. 翌月払いユーザーが次の各号のいずれかに該当した場合は、当社からの通知・催告等がなくとも、本契約によるいっさいの債務（以下本条において「本債務」といいます。）について期限の利益を失うこととし、直ちに本債務を全額返済するものとします。 （1）<u>翌月払債務の支払いを遅延し、その遅延の日から 2 ヶ月後の引落日までに当該遅延した元利金額およびこれに対する遅延損害金を全額支払わなかったとき。</u>	第 15 条 期限の利益の喪失等 1. 翌月払いユーザーが次の各号のいずれかに該当した場合は、当社からの通知・催告等がなくとも、本契約によるいっさいの債務（以下本条において「本債務」といいます。）について期限の利益を失うこととし、直ちに本債務を全額返済するものとします。 （1）<u>翌月払債務の履行を遅滞したとき。</u>